

戸籍謄抄本等交付請求書(郵送用)

(申請先) 小谷村長様		申請日	令和 年 月 日	
① 請求者	【住所】 〒			
	ふりがな【氏名】 (印) 明・大・昭・平 年 月 日生			
	【日中連絡のできる電話番号】 TEL 自宅・携帯・その他()			
② 必要な証明	◇戸籍の種類	とうほん 謄本(全部事項)	しょうほん 抄本(個人事項)	手数料 (小谷村の場合)
	戸 籍 (電算化以降の今現在の戸籍)	通	通	1通 450円
	除 籍 (完全に全員が除籍となった戸籍)	通	通	1通 750円
	改製原戸籍 (電算化前の手書きの戸籍)	通	通	1通 750円
	戸 籍 附 票 (除籍附票の保存期間は5年です)	通	通	1通 300円
	↳ 証明を必要とする方の住所()			
	□住所のみを印字		□在外選挙登録地を印字	
	□本籍と筆頭者を印字			
	身分証明書 ※本人以外の請求の場合、本人からの委任状が必要です		通	1通 300円
	その他の証明()		通	お問い合わせください
※相続等で出生から死亡までの一連の戸籍を請求される場合は、④に詳しくご記入ください。				
◇住 民 票	全員分 通	1人分 通	1通 300円	
住民票に氏名、生年月日、住所等以外に追加記載が必要なものに☑をしてください				
□ 世帯主と世帯主から見た続柄 < 外国人住民の方のみ > □ 国籍・地域 □ 在留資格				
□ 本籍(日本人の方のみ) □ 在留カード等の番号 □ 第30条45規定区分				
□ 住民票コード(※要注意事項確認) □ 在留期間等 □ 在留期間の満了日 □ 通称履歴				
③ 必要な戸籍(住民票)	本 籍 地 (住民票請求の場合は住所を記入してください)			
	長野県北安曇郡小谷村大字			
	筆頭者氏名 (住民票請求の場合は世帯主氏名) ※筆頭者は亡くなられていても変わりません。 ふりがな氏名: 明・大・昭・平 年 月 日生			
	必要な方の氏名、生年月日 ※抄本(個人事項)、身分証明書などが必要な場合は、 該当者の氏名等をご記入ください。 ふりがな氏名: 明・大・昭・平 年 月 日生			
	必要な戸籍等に記載されている方との続柄 本人・配偶者・父母・祖父母・子・孫・委任者(要委任状)・その他() ※その他の方、または請求に係る権利については、注意事項をご確認ください。			
④ 使い道と提出先	※該当する使い道に☑をし、該当に○及び、()の中等をご記入ください。			
	□ 相続手続により【出生・婚姻・転籍・() から 死亡・婚姻・転籍・()】までの戸籍 各 通 ※その人の戸籍が複数枚にわたる可能性がありますので、それにより料金も変わります。			
	□ [婚姻・転籍・()]届出のため □ パスポート申請のため □ 国民年金受給手続きのため □ その他の使い道 < 下記に利用目的、提出先、どのような記載のものが必要かを具体的に >			

【請求の際に同封していただくもの】

1. 交付請求書（1枚目です。①～④の必要事項をすべて記入）

2. 手数料

郵便局で扱っている「定額小為替」を購入し、同封してください。切手での受付は不可です。また、現金を送る場合は、郵便法第17条により書留とすることと定められていますので、直接同封せず「現金書留」にてご請求ください。

※相続等で出生から死亡までの連続した戸籍を請求される場合、戸籍の種類及び通数は一人ひとり異なるため、ご請求前に正確な手数料をお伝えすることができません。出生から死亡までの連続した戸籍を各1通請求する場合の手数は750円×3枚～5枚程度が目安となります。手数料が不足した場合はお電話にてご連絡をさせていただきます。

※為替は発行日から6か月以内のもので、「指定受取先人欄、住所・氏名」の記入は不要です。料金が高額の場合、「普通為替」の方が発行手数料が安くなる場合があります。ご購入の際、郵便局にてご確認ください。

3. 請求者（代理人）の本人確認のできる証明書等のコピー

顔写真入りの証明がある場合、下記の内1点	顔写真入りの証明が無い場合、下記の内2点
・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 顔写真入りの住基カード ・ 旅券(住所欄も) ・ 在留カード ・ 障害者手帳 等	・ 健康保険証 ・ 介護保険証 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 ・ 学生証 ・ 顔写真無しの住基カード ・ 請求書に押印した印鑑に係る印鑑証明書 等

※いずれも、返送先の現住所（住民票の住所）がわかるようにコピーをお願いします。

4. 切手（最低84円）を貼り、宛名を書いた返信用封筒

返送先は原則請求者の住民票の住所のみです。住民票請求の場合のみ、正当な理由と本人が受け取れることが分かる証明を添付すれば住所以外への返送も可能です。

※切手が不足した場合は、料金受取人払いにて返送させていただきます。お急ぎの方は速達料金での請求・返送のご用意をおすすめします。

封筒に上記の1～4のものを同封して、小谷村役場へ送付してください。

〒399-9494 長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 小谷村役場 住民係 宛（☎0261-82-2581）

【請求の際の注意事項】

◆戸籍謄抄本等について

原則として本人・配偶者・直系親族の方のみ請求できます。それ以外の代理人の方は委任状が必要です。同一戸籍に無い兄弟姉妹・おじ・おば・甥・姪などの場合は正当な請求理由（相続手続など）を明らかにし、当村で関係等が確認できない場合は上記5及びそれにかかわる資料が必要です。正当な請求理由が無い場合は委任状（本人の直筆・押印）が必要です。

◆住民票について

原則として本人・同一世帯の方のみ請求できます。それ以外の方が請求する場合は、委任状（本人の直筆・押印）が必要です。住民票コード入りの住民票を請求する場合には、代理人請求でもご本人の住所宛への郵送となります。個人番号については市町村にお問い合わせください。

これらの方以外の方が請求する場合は、使いみちを具体的に記入し、ご関係のわかる資料や債権者であることがわかる資料、契約書類等の疎明資料も同封してください。

注）委任状には、「誰」が「誰」に「どのような証明を何通取得すること」を委任するのか、本籍地（住所）、筆頭者（世帯主）等も明らかにしてください。

※偽りその他不正な手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。